

徳島県南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応方針
(案)

平成30年 月

目次

I	はじめに	1
1.	対応方針の策定の趣旨	1
2.	「臨時情報」の活用に係る大前提	1
3.	対応方針の検討の視点	1
II	南海トラフ地震に関する情報	2
1.	南海トラフ地震に関する情報の種類	2
2.	国における検討状況	3
III	「臨時情報」に関する住民意向の把握（モデル地区での取組み）	4
1.	住民意向の把握に向けた取組み	4
2.	モデル地区における検討	5
IV	徳島県における防災対応の施策	9
1.	「臨時情報」の理解の促進	10
2.	「臨時情報」を踏まえた県・市町村における情報伝達等	12
3.	住民行動（モデルケース）の検討	16
4.	避難環境の充実	25
5.	多様な訓練等の実施	27
V	対応方針の具体化と今後に向けて	28
1.	対応方針の具体化	28
2.	市町村における防災対応の検討	28
3.	「臨時情報」の活用に係る留意点	28
4.	中長期的な視点での強靭な県土づくり	28
5.	企業、施設、学校等における検討の方向性	29
VI	住民の避難行動モデル	30

I はじめに

1. 対応方針の策定の趣旨

平成29年11月1日より、気象庁から「南海トラフ地震に関する情報」として、南海トラフ全域を対象に地震発生の可能性の高まりについて発表されることとなった。このうち、「南海トラフ地震に関する情報（臨時）」（以下、「臨時情報」と言う。）は、南海トラフ地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合に発表されるものである。

南海トラフ地震によって多くの人的被害・物的被害が想定されている徳島県においては、突発的に発生する地震への防災・減災対策を基本としつつ、この「臨時情報」を活用し、行政・住民・企業・学校等の各主体が地震に備えた行動をとることにより、南海トラフ地震からの死者ゼロの実現をめざすことが重要である。

その中でも、住民の命を守ることを最優先とするため、住民避難について着目し、徳島県では「徳島県南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応方針策定検討委員会」（以下、「検討委員会」と言う。）を設置するとともに、徳島県の地域特性を踏まえ、国・県・市町村・自主防災組織・住民等が連携して取組みを進めていくための指針として、「徳島県南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応方針（以下、「対応方針」と言う。）」をとりまとめるものである。

2. 「臨時情報」の活用に係る大前提

「臨時情報」の発表がないまま、突発的に南海トラフ地震が発生する可能性も十分にあることから、従前からの南海トラフ地震への防災・減災対策を引き続き強力に推進する必要がある。

3. 対応方針の検討の視点

「南海トラフ地震に関する情報」に関する県民一人ひとりの認識を高め、「臨時情報」が発表された場合の「住民避難の対応方針」を示したものである。

II 南海トラフ地震に関する情報

1. 南海トラフ地震に関する情報の種類

「南海トラフ地震に関する情報」は、南海トラフ全域を対象に地震発生の可能性の高まりについて気象庁から発表されるもので、情報の種類と発表条件は以下のとおりくなっている。

情報の種類	情報の発表条件
南海トラフ地震に関する情報（臨時）	<ul style="list-style-type: none">・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合・観測された現象を調査した結果、南海トラフ地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合・観測された現象を調査した結果、南海トラフ地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではないと評価された場合
南海トラフ地震に関する情報（定例）	<ul style="list-style-type: none">・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合

また、異常な現象が観測される典型的な4つのケースのうち、防災対応に活かすケースは、以下の3つのケースが示されている。

なお、南海トラフ地震の発生過程には多様性があり、実際には、ここで示したケース以外の現象が発生する可能性があるとともに、地震発生前に異常な現象が発生せず、突然的に南海トラフ地震が発生する場合も想定される。

【半割れ】

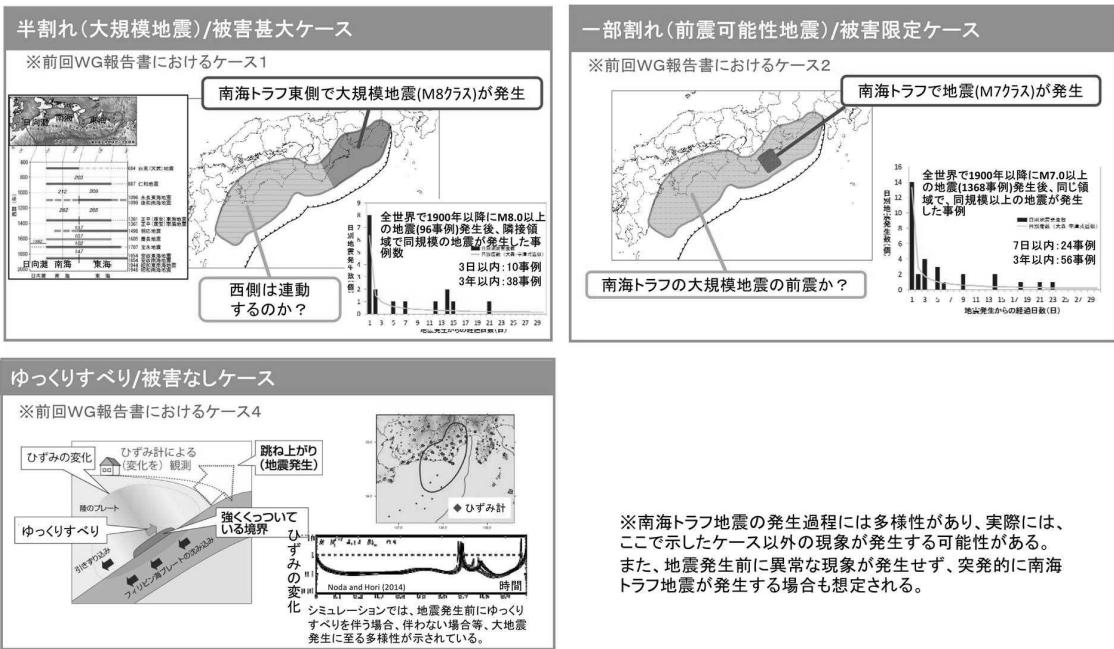
- ✓ 南海トラフの東側（または西側）の領域で大規模地震が（M8クラス）が発生した場合を想定

【一部割れ】

- ✓ 南海トラフ沿いで大規模地震に比べて一回り小さい地震（M7クラス）が発生した場合を想定

【ゆっくりすべり】

- ✓ 東海地震の判定基準とされるようなプレート境界面でのすべりやこれまで観測されたことがないような大きなゆっくりすべりが見られた場合を想定



南海トラフ沿いで観測され得る典型的な異常な現象（3ケース）

参照：中央防災会議 防災対策実行会議

南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ 第2回会議資料より

2. 国における検討状況

内閣府では、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の防災対応のあり方や、防災対応を実行するに当たっての社会的な仕組み等について検討するため、「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ」（以下、「国のワーキング」と言う。）が設置され、「臨時情報」を踏まえた防災対応の基本的な考え方等の検討が進められている。

III. 「臨時情報」に関する住民意向の把握（モデル地区での取組み）

1. 住民意向の把握に向けた取組み

防災対応方針の策定に向けて、「臨時情報」の認知度や「臨時情報」が発表された場合の行動等に関する住民意向の把握を行うため、モデル地区にて住民アンケート調査やワークショップ等を実施した。

表 取組事項一覧

取組事項	開催場所等	実施概要、参加者等
住民アンケート	海陽町	<p>【実施期間】 H30.5.23～H30.6.6</p> <p>【配布】 海陽町住民 2,000 人に配付</p> <p>【回収】 1,141 票回収（回収率 57.0%）</p>
ワークショップ	海陽町	<p>【開催日】 H30.5.25（金）</p> <p>【参加者】 自主防災組織・地区の代表者等 44 名</p>
ワークショップ	鳴門市	<p>【開催日】 H30.6.22（金）</p> <p>【参加者】 自主防災組織・地区の代表者等 34 名</p>
要配慮者施設 ヒアリング	要配慮者利用施設 (4市町)	<p>【実施時期】 H30.9.3～9.10</p> <p>【対象施設】 要配慮者利用施設の 5 施設 (老人福祉施設：3 施設、障がい者施設：2 施設)</p>
避難所生活 ヒアリング	海陽町	<p>【実施時期】 H30.10.12～10.13</p> <p>【対象者】 避難所生活に関する体験 ヒアリング対象者 5 名</p>
ワークショップ	徳島文理大学	<p>【開催日】 H30.10.20（土）</p> <p>【参加者】 徳島文理大学の学生 19 名</p>
避難所生活 ヒアリング	松茂町	<p>【実施時期】 H30.10.27（土）</p> <p>【対象者】 避難所生活に関する体験 ヒアリング対象者 6 名</p>

2. モデル地区における検討

防災対応方針策定に向けた検討を行うため、海陽町等をモデル地区とし、次の取組みを実施した。

1) 避難行動等に関するワークショップ

■目的

「臨時情報」の発表があった場合の「住民の避難行動」について、体験型学習機会を通じて、避難行動への考え方をヒアリングし、対応方針策定の検討に活用する。

■実施状況

・海陽町浅川地区

県内で最も津波到達予想時間が早い、海陽町において実施。

<シナリオ想定時間は13時>

・鳴門市里浦・川東地区

本検討委員会での議論を踏まえ、県南部と津波到達予想時間が異なる県内最北部の鳴門市において実施。

<シナリオ想定時間は19時>

・徳島文理大学

本検討委員会での議論を踏まえ、若い世代の意見をヒアリングするため、昨年度「学生自主防災クラブ」を立ち上げ、学生全員をメンバーとし、防災への取組みを積極的に実施している徳島文理大学において実施。

<シナリオ想定時間：13時>

■実施方法

- 各ワークショップとも、「臨時情報」や避難の考え方など、学識経験者等のレクチャーを受けつつ、「半割れ」と「一部割れ」の2つのケースについて実施。

■実施結果

主な意見・傾向は次のとおりである。

- ・自宅での生活を行いたいとの意見が多い。
- ・津波警報・注意報、避難勧告等の情報が住民の避難行動に影響を与えていた。
- ・避難所生活の期間は3日から1週間程度が限度。
- ・避難所生活形態は「夜間のみ避難」との意見が多く、「終日避難」の選択はわずか。

- ・地区や「臨時情報」発表の時間帯による大きな違いは見られない。
- ・若い世代においては、情報収集手段がインターネットやSNS等、多様な形態であった。

【参考】

項目	海陽町浅川地区	鳴門市里浦地区・川東地区	地区の違い
避難行動 (半割れ)	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅等への移動が大半 ・移動のタイミングは、大半が「津波警報・津波注意報」の解除 	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅等への移動が大半 ・移動のタイミングは、大半が「津波警報・津波注意報」の解除 	大きな違いは見られない
避難行動 (一部割れ)	<ul style="list-style-type: none"> ・一時的に避難する意見が多数 ・余震や行政からの情報により避難を選択 ・何も起こらなければ半日から1日程度で帰宅 	<ul style="list-style-type: none"> ・即避難可能な場合や、被害がない状況では自宅にとどまる ・余震や避難指示の発令により、避難を選択 ・一時的に避難するが、地震の状況によって帰宅 	大きな違いは見られない
避難所生活	<ul style="list-style-type: none"> ・3日から1週間程度までが限度 ・「夜間のみ避難」など「終日避難」の選択はわずか ・避難所環境（プライバシー）や治安の悪化を懸念 	<ul style="list-style-type: none"> ・3日から1週間程度までが限度。 ・「夜間のみ避難」など「終日避難」の選択はわずか 	大きな違いは見られない
その他 意見	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所での一定期間の滞在に向けた機能充実が必要 ・臨時情報の確実性が不明確なため、行動の選択における基準としていく 		

第2回「徳島県南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応方針策定検討委員会」資料より

項目	徳島文理大学学生	他地区との違い
避難行動 (半割れ)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校への一時的な避難を想定しており、その後は、自宅等への移動が大半 ・移動のタイミングは、大半が「津波警報・津波注意報」の解除 	<ul style="list-style-type: none"> ・大きな違いは見られない ・避難所生活の経験がなく、避難所生活を想定している人が少ない ・家族や友人の意見を参考にするとの意見が多数
避難行動 (一部割れ)	<ul style="list-style-type: none"> ・家に滞在するとの意見が多数 ・一時に避難しても何も起こらなければ2日程度で帰宅 	<ul style="list-style-type: none"> ・大きな違いは見られない ・避難所生活の経験がなく、避難所生活を想定している人が少ない ・家族や友人の意見を参考にするとの意見が多数
避難所生活	<ul style="list-style-type: none"> ・3日から1週間程度が限度 ・プライバシーなどの理由が大きい 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般住民と同様の3日～1週間程度の避難所生活を想定しているが、比較的短期間の傾向が見られた
要配慮者	<ul style="list-style-type: none"> ・安全確保のために避難所等への移動を行うべきとの意見 ・避難所生活の長期化による心身の衰弱を懸念 	
学校や企業	<ul style="list-style-type: none"> ・3日～1週間は、休校・休業すべきとの意見 ・ただし、企業の休業に対する政府からの支援が不可欠との意見 	

第3回「徳島県南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応方針策定検討委員会」資料より

2) 津波避難とくらしに関するアンケート

■目的

「臨時情報」が発表された場合の住民の避難行動や考え方を把握するため実施。

■実施状況

- ・海陽町にて 2,000 人を対象に実施。
- ・回収数 : 1,141 票 (回収率 : 57.0%)

■実施内容

「半割れ」の際の避難継続、「一部割れ」の際の事前避難について実施。

■実施結果

- ・「臨時情報」の認知状況は、約3割。
- ・津波警報・注意報、避難勧告等の情報が住民の避難行動に影響を与えていている。
- ・津波浸水想定区域による大きな違いはない。
- ・避難所生活への不安を持つ意見が多い。

【参考】

項目	結果
「臨時情報」の認知状況	<ul style="list-style-type: none">・「臨時情報」を「知っている」と回答した割合は約3割。
半割れ（大規模地震）の際の行動	<ul style="list-style-type: none">・大津波警報又は津波注意報が解除された際に、「自宅へ戻る」との回答が約8割、「避難所で生活を続ける」との回答は1割程度。・60歳以上で「自宅へ戻る」が顕著。・浸水想定区域内と区域外で大きな違いはない。
一部割れ（前震可能性地震）の際の行動	<ul style="list-style-type: none">・事前避難を行うことが望ましい対象は、「要配慮者」や「子供」、「津波が早期に到達するおそれのある地区」の方との回答が多い。・事前避難の対応を想定しているのは約7割。・事前避難の判断は、「臨時情報」と回答したのが2割強となっており、市町村からの避難勧告・避難指示を踏まえて行うとの回答が7割と多い。・事前避難しない理由としては、「すぐに避難できる」や「仕事・学校」、「避難所生活への不安」などがあがっている。・浸水想定区域内と区域外で大きな違いはない。
避難所生活	<ul style="list-style-type: none">・「半割れ」「一部割れ」とも「終日避難」の割合が多くなっており、「夜間のみ避難」の割合は2割程度。・「半割れ」の方が「一部割れ」よりも、「臨時情報による判断」や「長期の避難生活」の割合が高い。・高齢者層ほど、短期間の避難生活を選択。・期間の判断は、「避難所生活の負担・不安」や「仕事や学校」を理由。

第2回「徳島県南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応方針策定検討委員会」資料より

3) 避難所生活ヒアリング

■目的

避難所での生活環境を体験し、事前避難の検討や避難所生活の負担軽減につながる意見をヒアリングするため実施。

■実施状況

海陽町及び松茂町において、避難所体験を得た住民に事前避難した場合の避難所運営や避難所生活環境について、アンケートを実施した。

■実施結果

- ・避難所におけるプライバシーの確保や集団生活への不安を感じている。
- ・高齢者等へ避難を促すには、行政からの避難に関する情報が必要。
- ・避難生活の長期化への懸念が見られる。

4) 要配慮者利用施設へのヒアリング

■目的

平時からの地震・津波対策への取組状況とあわせて、「臨時情報」への理解や発表された場合の対応の検討状況等を把握するため実施。

■実施状況

津波浸水が想定される沿岸市町の5施設を対象として実施した。

■実施内容

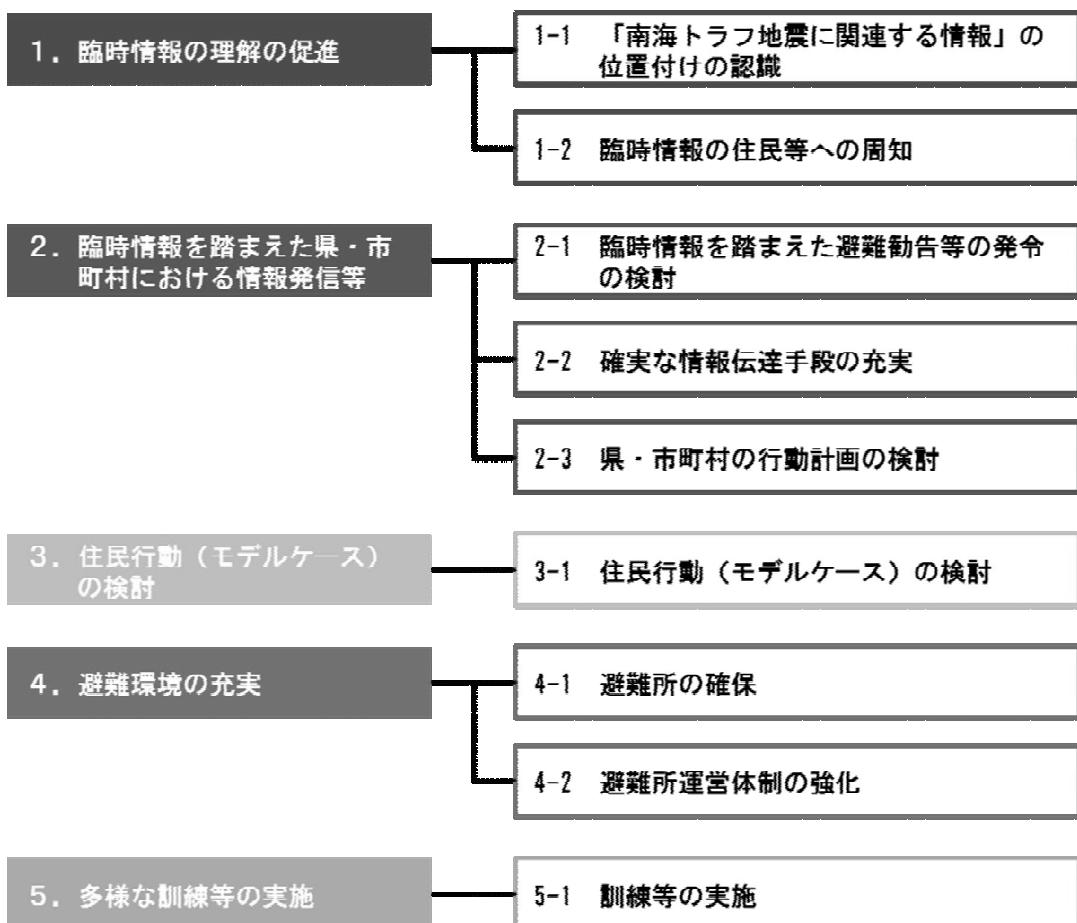
- ・施設の概要（入所・通所者数、職員の夜勤体制等）
- ・地震・津波対策への取組状況
- ・「臨時情報」の認知状況と対策

■実施結果

- ・津波災害警戒区域（イエローゾーン）内にある要配慮者利用施設では、津波避難訓練が行われている。
- ・突発的な地震の発生への備えの取組みが積極的に進められている。
- ・現段階で、「臨時情報」の発表を踏まえた対応を想定している施設はなし。

IV. 徳島県における防災対応の施策

南海トラフ地震によって多くの人的被害が想定されている徳島県においては、「臨時情報」を活用し、南海トラフ地震からの死者ゼロの実現をめざすことが重要であり、以下の施策に基づき、国・県・市町村・自主防災組織・住民等が連携して取組みを進めいく。



1. 「臨時情報」の理解の促進

1-1 「南海トラフ地震に関する情報」の位置付けの認識

「臨時情報」は、地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価された際に発表されるものである。

「臨時情報」は不確実性を持った情報であるものの、南海トラフ地震からの死者ゼロの実現に向けた有効な情報であり、その周知・活用を進めていくことが重要である。特に、津波災害だけでなく、地震の揺れによる人的被害の軽減にも大きく寄与することの周知に努める。

なお、「臨時情報」が発表されない状況下で、南海トラフ地震が発生する可能性も十分にあることを認識しておくことが重要である。

表 徳島県南海トラフ巨大地震被害想定における人的被害（最大ケース・冬深夜）

	揺れ	急傾斜	津波	火災	カツラ・輪形機 転落物	合計
死者数	3,900	30	26,900	470	0	31,300
負傷者数	18,300	40	310	800	0	19,400

参照：徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第一次）

【具体的な対応（案）】

■南海トラフ地震に関する情報に関する啓発資料作成（県）

- ・住民向けの啓発資料作成<内閣府・気象庁作成リーフレットの簡略版の作成>
- ・高齢者等にもわかりやすい啓発資料の作成

■市町村担当者との情報共有・認識共有（県）

- ・県市町村災害時相互応援連絡協議会を活用した情報共有・認識共有

1-2 「臨時情報」の住民等への周知

「南海トラフ地震に関する情報」を「知っている」と回答した住民は3割程度にとどまっている。

「臨時情報」を活用した被害軽減を図るため、「臨時情報」に対する理解を高めることが必要である。

南海トラフ地震に関する情報の社会的な認知を高めるため、ワークショップの実施やパンフレット配付等による周知を図りつつ、学校教育や社会教育等における体系的な学習機会の創出に努めるとともに、地域、企業、メディア等の様々な機関と連携を図りながら、幅広い周知に努める。

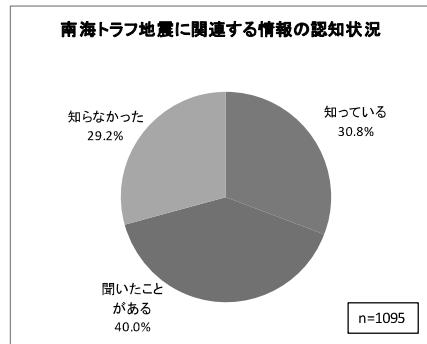


図 南海トラフ地震に関する情報の認知状況
参照：海陽町住民アンケート（平成30年5月）

【具体的な対応（案）】

■学校における学習機会の検討（学校関係者）

- ・パンフレットを活用した啓発機会の設定

■多様な学習機会の創出（県、市町村、自主防災組織等）

- ・WSの実施等による住民への周知機会の創出（海陽町、鳴門市の先行事例）
- ・地域や年齢に応じた啓発手段の検討

■メディアと連携した情報発信（県、メディア）

- ・「南海トラフ地震に関する情報」に関して、メディアとの連携による住民への情報発信

2. 「臨時情報」を踏まえた県・市町村における情報伝達等

2-1 「臨時情報」を踏まえた避難勧告等の発令の検討

アンケートやワークショップ等の意見をみると、津波警報や津波注意報等の「防災気象情報等」、市町村から発令される「避難勧告等」により、避難行動等を判断する状況が見受けられる。

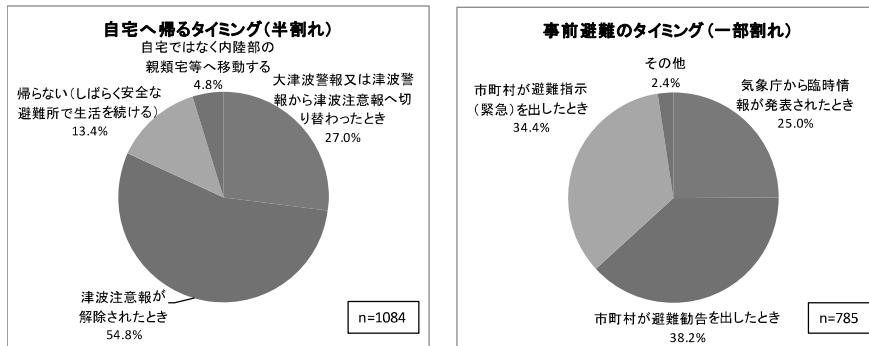


図 半割れ及び一部割れの際の行動の判断基準
参照：海陽町住民アンケート（平成30年5月）

「臨時情報」に基づく住民の避難行動等を促すためには、住民の身近な自治体から避難勧告等の発令を行うことが効果的であることから、今後、国が示す予定の新たな防災対応に関するガイドライン（仮称）（以下、「防災対応に関するガイドライン（仮称）」という。）等を踏まえながら、避難勧告等の発令基準を検討する必要がある。

避難勧告等の発令基準の検討にあたっては、住民の混乱を避けるためにも統一した考え方を示すことが望ましいことから、国が示す「避難勧告等に関するガイドライン」（以下、「避難勧告等ガイドライン」という。）や「防災対応に関するガイドライン（仮称）」の検討状況を踏まえつつ、県と市町村が連携を図りながら検討を進めることとする。

【具体的な対応（案）】

■避難勧告等の発令基準の検討（県、市町村）

- ・国の検討状況、市町村の意向を踏まえながら、南海トラフ地震に関連する情報に基づく避難勧告等の発令基準の検討
- ✓ 人的被害の軽減を図るため、何らかの情報を発信することを基本
- ✓ 住民の避難行動等のため、国（若しくは県）全体で統一した基準を検討
- ✓ 地域特性や避難対象者に応じた情報伝達手段の検討

参考：避難勧告等の判断基準の設定例

	洪水（洪水予報河川）	土砂災害	津波
避難準備・高齢者等避難開始	<p>1 : 指定河川洪水予報により、A川のB水位観測所の水位が<u>避難判断水位である〇〇mに到達</u>したと発表され、かつ、水位予測において<u>引き続きの水位上昇が見込まれている場合</u></p> <p>2 : 指定河川洪水予報の水位予測により、A川のB水位観測所の水位が<u>氾濫危険水位に到達することが予想される場合</u> (急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合)</p> <p>3 : 軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>4 : 避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p>	<p>1 : 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「<u>実況または予想で大雨警報の土壤雨量指標基準に到達</u>する場合」</p> <p>2 : 数時間後に避難経路等の<u>事前通行規制等の基準値に達する</u>ことが想定される場合</p> <p>3 : 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合</p>	
避難勧告	<p>1 : 指定河川洪水予報により、A川のB水位観測所の水位が<u>氾濫危険水位である〇〇mに到達</u>したと発表された場合 (又は当該市町村・区域の危険水位に相当する〇〇mに到達したと確認された場合)</p> <p>2 : 指定河川洪水予報の水位予測により、A川のB水位観測所の水位が堤防天端高（又は背後地盤高）を越えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合）</p> <p>3 : 異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>4 : 避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p>	<p>1 : 土砂災害警戒情報が発表された場合</p> <p>2 : 土砂災害に関するメッシュ情報で「<u>予想で土砂災害警戒情報の基準に到達</u>する場合」</p> <p>3 : 大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、<u>記録的短時間大雨情報が発表</u>された場合</p> <p>4 : 土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見された場合</p>	
避難指示（緊急）	<p>1 : <u>決壊や越水・溢水が発生した場合</u></p> <p>2 : A川のB水位観測所の水位が、<u>氾濫危険水位</u>である（又は当該市町村・区域の危険水位に相当する）<u>〇〇mを越えた状態</u>で、指定河川洪水予報の水位予測により、<u>堤防天端高</u>（又は背後地盤高）<u>である〇〇mに到達するおそれが高い場合</u>（越水・溢水のおそれのある場合）</p> <p>3 : 異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>4 : 橋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定する）</p>	<p>1 : 土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「<u>実況で土砂災害警戒情報の基準に到達</u>した場合」</p> <p>2 : 土砂災害警戒情報が発表されており、さらに<u>記録的短時間大雨情報が発表された場合</u></p> <p>3 : <u>土砂災害が発生した場合</u></p> <p>4 : 山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合</p> <p>5 : 避難勧告等による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を居住者等に促す必要がある場合</p>	<p>1 : 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表（ただし、避難指示（緊急）の対象区域が異なる。）</p> <p>2 : 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合</p>

参照：避難勧告等に関するガイドライン（平成29年1月 内閣府（防災担当））

2-2 確実な情報伝達手段の充実

気象庁から南海トラフ地震に関する情報が発表された場合、徳島県では、速やかに市町村へ伝達するとともに、情報内容に応じ警戒体制を整え、地震発生に備え速やかな対応ができるよう準備を行うこととしている。

地域の特性に応じた避難勧告等の発令の検討結果も踏まえつつ、県から各市町村、市町村から住民等への情報伝達を確実にするための条件整備等に努める。

その際、半割れ時等においては、地震や津波、被災状況等の多様な情報が輻輳していることが想定され、そのような中で、「臨時情報」が発表されたことを確実に伝達することが必要である。そのため、時間経過や住民の行動等を踏まえながら、情報伝達手段の多重化等の対応を検討することが必要である。

【具体的な対応（案）】

■情報伝達手段の充実（県、市町村）

- ・防災・危機管理ポータルサイト「安心とくしま」、すだちくんメールやSNSを活用した多様な情報伝達手段の充実
- ・コンビニ等の店舗を社会インフラとみなした「臨時情報」発表に関する情報掲示の検討

■住民への情報伝達手段の充実（市町村）

- ・防災行政無線等の情報伝達手段の充実
- ・避難所等への確実な情報伝達手段の検討

■メディアと連携した情報伝達（国、県、市町村、メディア）

- ・「臨時情報」をメディアから住民へ伝達するためのルールづくり

2-3 県・市町村における対応の検討

「臨時情報」が発表された場合、地震発生までに様々な取組みを行うことで、被害の大幅な軽減に寄与し、速やかな復旧・復興につなげることができるとの認識を持って、県・市町村における対応の検討を行うこととする。

【具体的な対応（案）】

■県・市町村における対応の検討（県、市町村）

- ・「臨時情報」が発表された場合の県・市町村での対応について検討

【検討における基本的な考え方】

- ✓ 気象庁から発表される「臨時情報」について、県は市町村への速やかな伝達を図るとともに、県と市町村が連携を図りながら県民一人ひとりに確実に情報を伝達するよう努める。
- ✓ 大規模災害が発生する可能性が高まっていることを踏まえ、警戒態勢を整える。
- ✓ 職員一人ひとりに、速やかな防災対応に備える旨を徹底する。
- ✓ 県・市町村が保有する施設等における施設の安全性の再点検を行う。なお、安全性が懸念される施設については、利用を制限するといった対応も検討する。
- ✓ 大規模災害の発生時における被害の最小化をめざして、防災関係機関やインフラ事業者等に対して、「臨時情報」に関する情報伝達に努める。
- ✓ 公的備蓄や資機材等の点検及び確認を行う。
- ✓ 津波被害が想定される地域では、水門等の点検や閉鎖手順の確認を行う。
- ✓ 市町村は、自主防災組織や住民等に対して、家具の固定、避難場所・避難経路の確認、家族との安否確認手段の取り決め、家庭における備蓄の確認等の広報を実施する。
- ✓ 速やかな復旧・復興に備えて、様々な協定を締結している事業者に対して、大規模災害の発生への備えを促す。
- ✓ 避難者が発生した場合は、必要に応じて避難所の開設。

3. 住民行動（モデルケース）の検討

3-1 住民行動（モデルケース）の検討

（1）基本的な考え方

「臨時情報」は不確実な情報であるものの、「臨時情報」を踏まえた地震発生への備えに取組むことにより、大幅な人的被害の軽減につなげていくことが期待されることを認識し、防災対応を検討していくことが重要である。

なお、南海トラフ地震は突然的に発生することを前提に対策を進める必要があることから、住宅の耐震化、避難所の耐震化・環境整備等は、従前のとおり強力に推進する必要がある。

（2）モデルケースの検討方針

南海トラフ地震に関する情報の発表を踏まえた住民等の行動は、地域特性や想定される災害リスクに応じて、取るべき対応が異なることから、リスクの大小を踏まえた住民の避難行動モデルの検討を行う。

なお、避難行動モデルを巻末に示すが、「臨時情報」に関する国の方針や住民意向等を踏まえ、隨時、見直していくこととする。

■検討における前提条件

- ・南海トラフ地震の発生過程には多様性があることから、いずれかの「臨時情報」が発表された際には、全住民が警戒態勢をとることが基本となる。
- ・「国のワーキング」において、現段階で示されている以下の方向性を基本に、徳島県の地域特性を踏まえた検討を行う。
 - ✓ 「被災地ではない自らの地域の暮らしの観点や被災地の支援の観点からも、住民の日常生活や企業活動等を著しく制限するようなことは望ましくない」と示されていることを踏まえ、徳島県においても同様の対応を想定する。
 - ✓ 半割れ時のケースにおいて、これまでに実施したアンケートやワークショップでの結果や国のワーキングにおいて「1週間を基本とした、最も警戒する防災対応の実施期間の経過後、国はその対応期間が経過した旨を明らかにすることが必要」と示されたことから、避難生活等については1週間程度の期間とする。ただし、1週間経過後においても安全が確認された状況ではないと考えられ、突然的な地震発生への備えとともに、警戒態勢を継続させることが必要である。

■検討するケース

- ・検討するケースは、「半割れ」・「一部割れ」・「ゆっくりすべり」の3ケースとする。

なお、「ゆっくりすべり」ケースについては、国の検討結果と同様の対応とする。

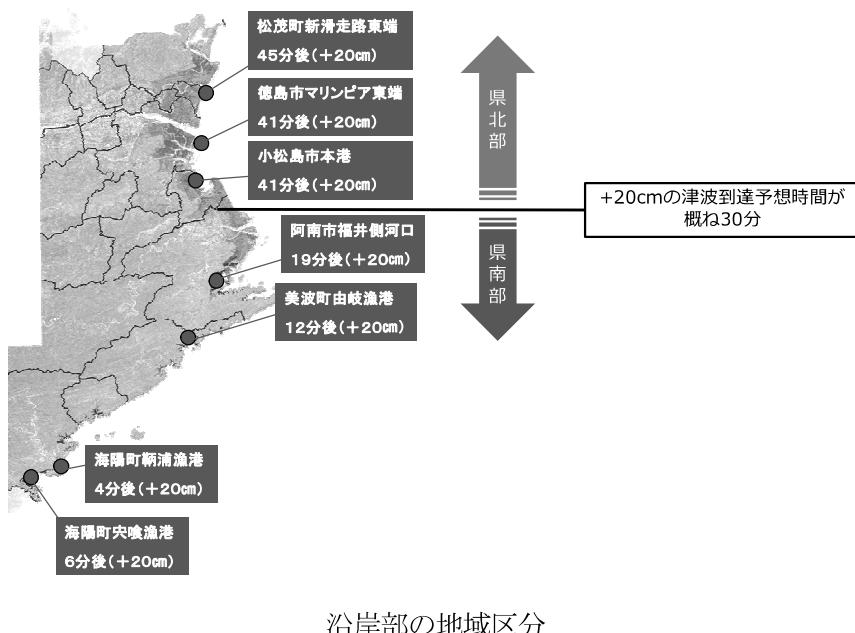
- ✓ ケースA 半割れ
- ✓ ケースB 一部割れ
- ✓ ケースC ゆっくりすべり

■地震発生の可能性（参照：「国のワーキング」第4回会議資料より）

- ・南海トラフで「30年以内に70~80%」という発生確率：1週間以内でみると0.1%
- ・1週間以内に大規模地震（M7.8以上）が発生する頻度
 - 半割れの場合：十数回に1回程度（7/96事例）
 - 一部割れの場合：数百回に1回程度（4/1,398事例）
- ・一部割れは、半割れと比較して、大規模地震（M7.8以上）につながる可能性は、一桁低い

■地域特性や災害リスクの分類

- ・津波による甚大な被害が想定されている沿岸部と津波被害が想定されていない内陸部では、避難行動等が異なることから、以下の3つの地域に分類して検討を行う。
 - ✓ 津波による被害が想定されている沿岸部（津波災害警戒区域内）で、津波到達予想時間が極端に短い（概ね30分未満）県南部
 - ✓ 津波による被害が想定されている沿岸部（津波災害警戒区域内）で、津波到達予想時間が概ね30分以上の県北部
 - ✓ 津波による被害の懸念がない内陸部



沿岸部の地域区分

- また、「臨時情報」による人的被害の軽減に効果が期待される災害リスクには、津波に加え、揺れによる土砂災害、家屋倒壊等も対象となることから、災害リスクに応じた避難行動モデルの検討を行うこととする。

(3) 住民の避難行動モデル（案）

■全てのケースに共通する事項

- 全住民が「警戒態勢」をとる。
 - ✓ 備蓄食料、飲料水、生活必需品、非常用持出品の点検及び確認
 - ✓ 家具や食器棚等の固定状況の確認
 - ✓ 避難路、避難場所、避難所の確認
 - ✓ 家族等との連絡体制の確認

■「ケースA 半割れ」の概要

(概要)

- 南海トラフの東側の領域で大規模地震が発生し、被災地域では甚大な被害が発生しており、平時に比べリスクが高まっている状況にある。
- 徳島県内においても最大震度4程度を記録する揺れが生じ、大きな被害は生じていないが、大津波警報・津波警報等が発表されることもあり、様々な情報が錯綜する状況が想定される。

- ・震源に近い地域を中心に、引き続き揺れを観測している状況が想定される。
- ・東側の被災地域においては、人命救助を第一とした応急対策活動が行われており、徳島県では初めの地震に対する初動対応をとった後に、地域で懸念されるリスク回避のための防災対応を行うことが必要である。

(想定される社会状況)

- ・震源域付近では、非常に強い揺れと高い津波により、甚大かつ壊滅的な被害が発生している。
- ・県内の沿岸部では、大津波警報・津波警報が発表され、沿岸部の住民を中心に避難している。
- ・各種メディアでは、被災地の情報等が頻繁に発表されており、そのような状況下で「臨時情報」が発表されることとなる。

(住民の避難行動の方針)

- ・大津波警報等が発表されていることが想定され、沿岸部等の住民は避難している状況で「臨時情報」入手することとなる。
- ・平時に比べ地震発生の可能性が高いことが想定され、リスクの高い住民は避難を継続することを検討。
- ・要配慮者等は、発表の終了（※いつ、終わりなのかが問題。）まで避難生活を送ることが望ましいが、体調の悪化等が懸念されるため、本県の取組結果及び国のWGにおいて示されている1週間程度とすることが想定される。
- ・浸水区域内や土砂災害警戒区域内の住民、家屋未耐震の住民は、基本的に1週間程度の避難生活を想定。避難行動に影響が出る夜間のみ避難生活を送ることも想定。
- ・避難先は、津波や揺れといった災害リスクから「安全な親類・知人宅」や「自治体等が開設する避難所」を想定。
- ・自宅等において速やかな避難の対応が可能な住民は、自宅等に戻ることも想定。
- ・浸水区域外で家屋耐震済み等の住民は、自宅等において速やかな避難の備えに取組むことを想定。その場合も、揺れに対する備えなど、地震に対する警戒レベルを上げる必要がある。

※南海トラフの領域の東側ではなく、西側において先に大規模地震が発生した場合は、「臨時情報」の発表に関わらず、災害対応及び災害応急対策を実施する。

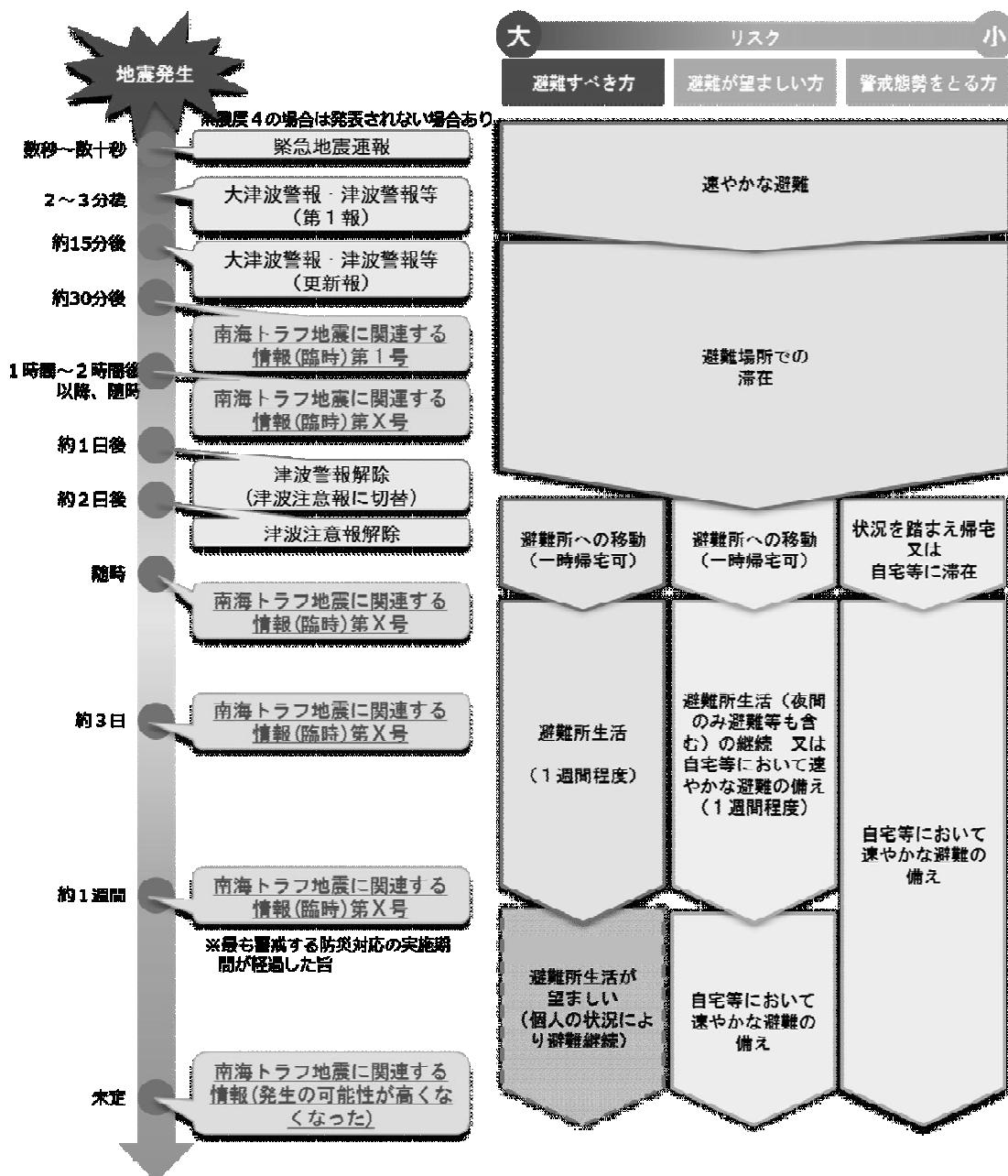
(避難行動の標準モデル)

災害リスク	避難すべき方	避難が望ましい方	警戒態勢をとる方
津波（津波到達までの避難）	避難が困難	避難できない可能性	確実に避難できる
地震による揺れ（土砂災害）		土砂災害警戒区域内等	土砂災害警戒区域外等
地震による揺れ（耐震性）	未耐震		耐震済

※「自力で避難が困難な方」や津波到達予想時間が短時間である「沿岸南部の要配慮者」については、不測の事態に備え、「避難すべき方」へ分類

ケースA 住民の避難行動モデル（半割れ）

シナリオ：半割れ	・南海トラフ内の静岡県駿河湾にて、マグニチュード8の大規模地震が発生 ・静島岬内では震度4程度を記録 ・3メートルを超える津波が予想される「大津波警報」が発表		
----------	---	--	--



県南部の津波災害警戒区域内での住民の避難行動モデル（半割れ）

※他ケース、他地域のモデルについては巻末に添付

■ 「ケースB 一部割れ」の概要

(概要)

- ・南海トラフ内にて比較的大きな地震が発生しており、平時に比べリスクが高まっている状況にある。
- ・「臨時情報」の発表に伴い南海トラフ地震の発生に関する住民の危機意識は高まっている状況と想定される。
- ・それぞれの地域特性等に応じて警戒レベルを高めることが必要である。

(想定される社会の状況)

- ・震源域付近では、大きな揺れを感じるとともに、一部の沿岸地域では避難が行われている。
- ・徳島県内では、地震による揺れは感じるものの、大規模な被害は発生していない。
- ・各種メディアから、「臨時情報」が発表されたことが報道され、広く周知が図られると想定される。

(住民の避難行動の方針)

- ・それぞれの状況に応じて、地震・津波への警戒レベルを上げる対応を実施。
- ・地域の状況によっては、浸水区域内や土砂災害警戒区域内の住民、家屋未耐震の住民等は、自主避難を検討。その場合は、1週間程度の避難生活を想定。
- ・避難行動に影響が出る夜間のみ避難生活を送ることも想定。
- ・避難先は、津波や揺れといった災害リスクから「安全な親類・知人宅」や「自治体等が開設する避難所」を想定。

※震源域によっては、本県に揺れや津波による被害が発生する場合もある。その場合は、津波警報の発表等も想定され、災害対応を行うとともに、「臨時情報」への対応を行うことも想定される。

■「ケースC ゆっくりすべり」の概要

(概要)

- ・東海地震予知情報の判定基準とされていたようなプレート境界面でのゆっくりすべりや、これまで観測されたことがないような大きなゆっくりすべりが見られた場合を想定。
- ・南海トラフでは前例のない事例。
- ・現時点において大規模地震の発生の可能性の程度を定量的に評価する手法や基準はない。

(想定される社会の状況)

- ・地震動を感じることなく、また津波も発生しない。
- ・交通インフラやライフライン等は通常通り。
- ・前例のない事例として学術的に注目され、社会的にも関心を集めている。

(住民の避難行動の方針)

- ・それぞれの状況に応じて、地震・津波への警戒レベルを上げる対応を実施。
- ・自宅等において速やかな避難の備えに取組むことを想定。
- ・気象庁の地震活動や地殻変動に関する情報に注意を払う。

参照：「国のワーキング」より一部引用

【具体的な対応（案）】

■防災対応方針の更新（県、市町村）

- ・国の検討状況や住民意向、関係機関との調整等を踏まえながら、引き続き、防災対応方針の充実、更新
- ・防災対応方針に基づく、県・市町村における対応の検討（避難対象、地域に応じた情報伝達のあり方等）

■住民の防災対応の促進（県、市町村、住民等）

- ・地域のリスクを確認し、南海トラフ地震が発生した際ににおいても、人的被害の軽減につなげる防災対応の検討
- ✓ 速やかな避難の備え … 避難場所・避難所の確認、持出品の確認、避難所への物資（食料、水、貴重品等）持ち込み等
- ✓ ハザードの少ない地域に住む親戚・友人宅への避難（津波災害・土砂災害警戒区域外かつ耐震性あり）
- ✓ 津波到達までに、確実に避難できる親戚・友人宅等への避難も考慮

■要配慮者利用施設における防災対応（県、市町村、事業者等）

- ・事業者として、入所者の安全対策・防災対策に一定の成果が見られるため、防災・減災対策への取組みを継続して実施
- ・事業活動の継続に係わることから、「臨時情報」を受けた対応については、事業者が最終判断をすることが想定される
- ✓ 「臨時情報」発表時における体制強化等の検討
(夜勤体制の強化、食料調達等の先行実施など)

4. 避難環境の充実

4-1 避難所の確保

沿岸部の市町においては、半割れケースでの「臨時情報」が発表された際には避難者数が多数となる可能性もあり、避難所の収容不足が懸念される。また、避難生活の長期化も想定されることから、適切な避難所の確保や環境整備が必要である。

ただし、国の方針として、半割れ時においても「住民の日常生活や企業活動等を著しく制限するようなことは望ましくない」という考え方が示されていることから、避難所指定されている学校の授業継続に支障を来さないよう、開設する避難所については、公民館や市町村の所有する公共施設を優先するなどの配慮が必要である。

また、津波や地震による災害リスクのない安全な場所にある「親類・知人宅」、「キャンプ場・民泊・ホテル等の活用」といった手段を促すことも必要である。

【具体的な対応（案）】

■避難所の確保（県、市町村）

- ・避難を選択する住民の人数を想定し、必要な避難所の確保
- ✓ 開設する避難所の優先順位等を検討
- ✓ 長期かつ集団で避難生活を行うことの可能な施設の抽出
- ✓ 避難時に大規模地震が発生する可能性があることを踏まえた安全性の検証

■避難所以外への避難の促進（県、市町村）

- ・自主的な避難（家族や親類宅の利用等による多様な手段の検討）に向けた啓発

■避難所の機能強化（県、市町村）

- ・長期の避難生活を見据えた環境整備
- ・緊急防災・減災事業債や県補助事業等の活用により、以下の対策を推進
- ✓ 避難所の環境改善、耐震化（非構造部材含む）の推進

■備蓄物資の確保（県、市町村、住民）

- ・「南海トラフ地震等に対応した備蓄方針」に基づき、自助・共助・公助による備蓄を引き続き推進

4-2 避難所運営体制の強化

「臨時情報」が発表された場合には、多くの避難所の開設や住民の自主的な避難所開設などが想定される。全ての避難所に職員等を配置することは困難であることから、自主防災組織等が主体となった運営体制の構築に取組むことが必要であるものの、日常生活や仕事に従事している自主防災組織等のメンバーも想定されることから、避難所生活は、衣食住を自ら行うのと同様に、「自分のことは自分で行う」ことを基本とし、共同生活を送る場でもあることを踏まえ、「皆のことは、皆で行う」必要がある。さらに、運営体制の構築に留まらず、実効性を確保できるような制度づくりについて、機会を捉えて国へ要望していくことを検討する。

また、「臨時情報」が発表され、大規模な被害を受けていない場合は、水や食料、備品等について、住民自らが確保できる状態であると想定されること、備蓄等については災害発生後に利用することが望ましいことから、可能な限り自助で対応することを前提とする。

また、避難所の開設・運営については、費用負担等の課題もあることから、可能な限り自助での対応を基本としつつ、必要となる費用負担については、国へ要望していくことを検討する。

【具体的な対応（案）】

- 避難所運営マニュアルの作成（県、市町村、施設管理者等）
 - ・「臨時情報」を踏まえた避難所運営マニュアルの検討
 - ・「臨時情報」発表に伴う避難所の開設ルールの検討
 - ・災害が発生していない状況を踏まえた自助のあり方（事前に水・食料、備蓄品等の持ち込み等）の明確化
- 避難所運営訓練等の実施（県、市町村、自主防災組織等）
 - ・HUGを活用した避難所運営訓練
 - ・快適避難所運営訓練等の継続
 - ・日常のコミュニティ育成
- 避難所の開設・運営に関する費用負担等に関する国への要望（県、市町村）
 - ・適切な費用負担のあり方について要望（災害救助法適用等）

5. 多様な訓練等の実施

5-1 訓練等の実施

「臨時情報」の発表に基づく図上訓練や実動訓練、情報伝達訓練等を実施し、訓練等を通じて対応方針等の見直しを行う。

【具体的な対応（案）】

■訓練等の実施（県、市町村等）

- ・「臨時情報」の発表に基づく図上訓練や実動訓練、情報伝達訓練等の実施

<以下、再掲>

■避難所運営訓練等の実施（県、市町村、自主防災組織等）

- ・HUGを活用した避難所運営訓練
- ・快適避難所運営訓練等の継続
- ・日常のコミュニティ育成

■学校における学習機会の検討（学校関係者）

- ・パンフレットを活用した啓発機会の設定

■多様な学習機会の創出（県、市町村、自主防災組織等）

- ・WSの実施等による住民への周知機会の創出（海陽町、鳴門市の先行事例）
- ・地域や年齢に応じた啓発手段の検討

■メディアと連携した情報発信（県、メディア）

- ・「南海トラフ地震に関する情報」に関して、メディアとの連携による住民への情報発信

V 対応方針の具体化と今後に向けて

1. 対応方針の具体化

本対応方針は、これまで取り組みを行ったアンケート、ワークショップ、ヒアリング等の結果とともに、国のワーキンググループの検討結果を踏まえながら、徳島県として取組むべき対応方針の検討を進めてきたものである。

未だ、方向性を示したものにとどまっている事項もあり、施策・事業を推進していく段階で、詳細な検討や住民意向の把握等に努めていく必要がある。また、今回の方針に基づく施策・事業を進めていく中で、より望ましい方針が導き出された場合は、必要に応じて本対応方針の修正等を行っていくこととする。

また、それぞれの取組みの進捗状況等を把握するため、平成30年度までの推進期間となっている「現・徳島県国土強靭化地域計画」の見直しと合わせ、重要業績指標に「臨時情報」に関連する取組みを位置付け、進捗管理を行うとともに、P D C Aサイクルを繰り返し、見直しを適切に行っていくこととする。

2. 市町村における防災対応の検討

市町村は、国の検討結果及び県の対応方針、さらに「防災対応に関するガイドライン（仮称）」を基に、地域の実情に応じた防災対応の検討を進めることとし、県は市町村の取組みを支援することとする。

3. 「臨時情報」活用に係る留意点

「臨時情報」の発表がないまま、突発的に大規模地震が発生する可能性も十分あることから、普段からの備えを引き続き継続することとする。

また、「臨時情報」が発表された後、本県に甚大な被害をもたらす大規模地震が発生しないまま、「臨時情報」に基づく最も警戒すべき期間を経過した場合も、今後30年以内に70%～80%の確率で発生する南海トラフ地震への切迫度が、最初の地震発生前よりは地震発生の可能性が高いことに留意しつつ、自助・共助・公助が一体となって突発地震に対する防災・減災対策を推進する必要がある。

4. 中長期的な視点での強靭な県土づくり

災害に負けない強靭な県土づくりの実現に向け、県民・事業者・行政等が連携を図りながら、多様な施策・事業の推進を図る。

■「臨時情報」のみならず突発的に発生する地震に対応できる「まちづくり」

- ・事前復興計画の策定
- ・応急仮設住宅の建設候補地等の事前想定
- ・庁舎等の防災拠点となる施設や要配慮者施設等の高台移転・防災機能の強化
- ・平時と災害時をシームレスにつなぐ、「地域福祉計画の策定」及び「計画への防災・減災対策の位置付け」の推進

【検討の方向性】

■事前復興計画等の検討（県、市町村）

- ・今後策定予定の「復興指針」に基づく、市町村「事前復興計画」の策定を推進
- ・長期的な観点に立った土地利用の検討

■応急仮設住宅建設用地の選定（県、市町村等）

- ・応急仮設住宅建設用地の選定を中心とする事前防災・減災対策の推進

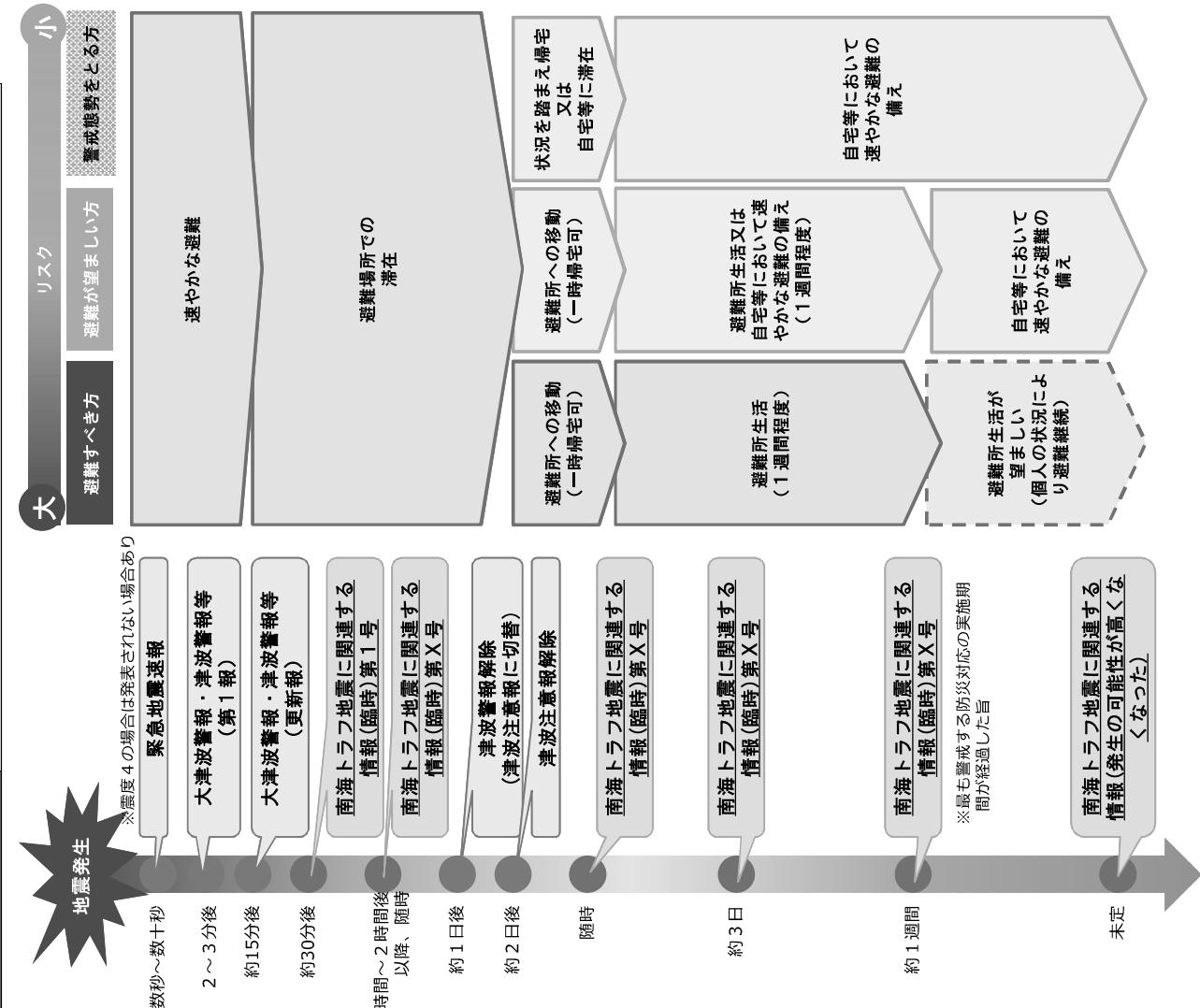
5. 企業、施設、学校等における検討の方向性

企業、施設、学校等において、自らのリスクを確認し、南海トラフ地震が発生した際ににおいても、活動への影響を減じるB C P等の作成推進

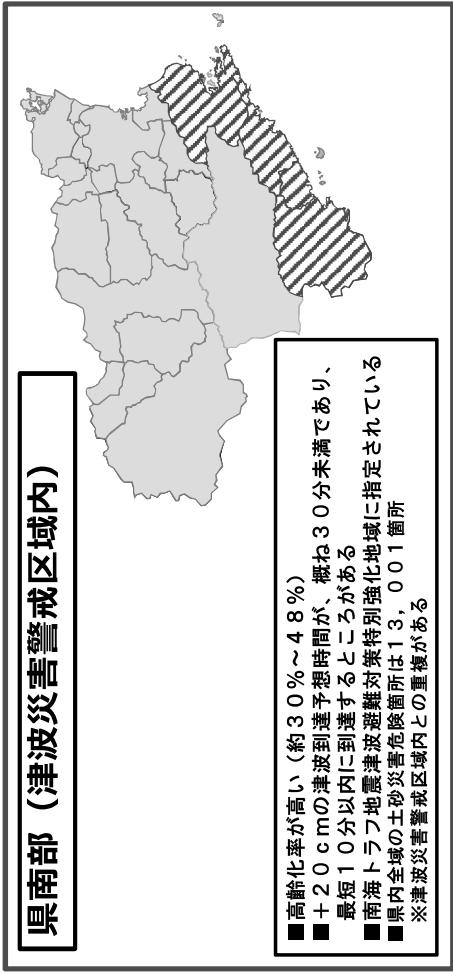
- ・「臨時情報」への社会的認知度の向上が必須
- ・根拠となるガイドライン等を国が示すことが必要
- ・必ずしも事業活動等を停止するものではない。
- ・大規模地震によって周辺に影響を与える現象の発生を防止するために必要な点検や対策、備蓄の確保、不必要的外出等の抑制 等

VI 住民の避難行動モデル（半割れ）

シナリオ：半割れ	・南海トラフ内の静岡県飯田河沿いで、マグニチュード8の大規模地震が発生 ・徳島県内では震度4程度を記録 ・3メートルを超える津波が予想される「大津波警報」が発表
----------	--



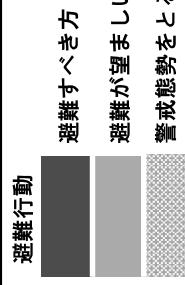
県南部（津波災害警戒区域内）



- 高齢化率が高い（約30%～48%）
- +20cmの津波到達予想時間が、概ね30分未満であり、最短10分以内に到達するところがある
- 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定されている
- 県内全域の土砂災害警戒箇所は13,001箇所
※津波災害警戒区域内との重複がある

災害リスクに応じた分類
住民一人ひとりの自主的な判断での避難行動の選択となるが、下記の災害リスクを参考とする。

災害リスク		避難対象者		一般の方
家屋倒壊	土砂災害警戒区域等	自力で避難が困難な方	自力で避難可能な要配慮者の方	
区域内外に滞在	区域内外に滞在	避難が困難	避難が困難	避難できない可能性
区域外に滞在	区域外に滞在	避難が困難	避難できない可能性	確実に避難できる

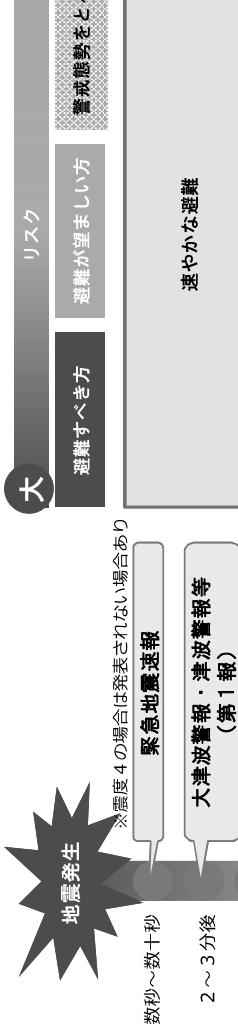


- ※「自力で避難が困難な方」は、統一的な考え方として「避難すべき方」として分類している。
- ※「自力で避難可能な要配慮者の方」は、津波到達予想時間考慮し、「避難すべき方」として分類している。
- ※（津波災害・土砂災害）警戒区域内にある要配慮者利用施設において「避難確保計画の作成」及び「避難訓練の実施」により安全が確保できる場合は、この限りではない。

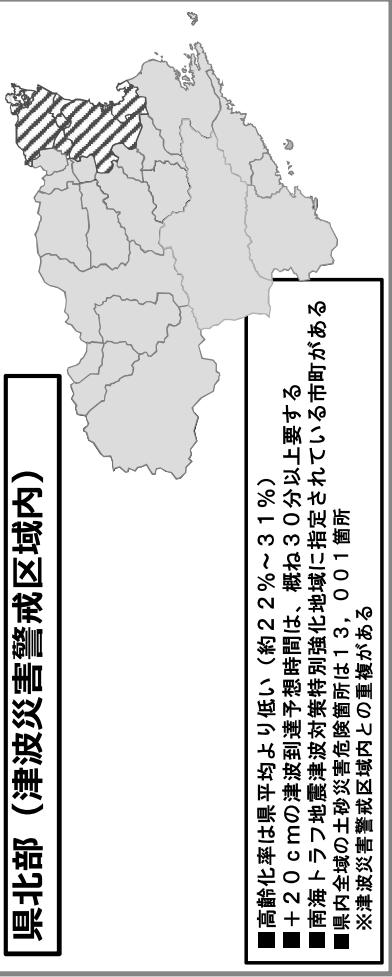
ケースA 住民の避難行動モデル（半割れ）

シナリオ：半割れ	・南海トラフ内の静岡県飯田市にて、マグニチュード8の大規模地震が発生 ・徳島県内では震度4程度を記録 ・3メートルを超える津波が予想される「大津波警報」が発表
----------	---

小



県北部（津波災害警戒区域内）



※震度4の場合には差表されない場合あり

数秒～数十秒

2～3分後

約15分後

約30分後

1時間～2時間後

約1日後

約2日後

随时

約3日

約1週間

未定

リスク

避難すべき方

避難が望ましい方



災害リスクに応じた分類
住民一人ひとりの自主的な判断での避難行動となるが、下記の災害リスク
を参考とする。

災害リスク		避難対象者		
家屋倒壊	土砂災害 警戒区域等	津波到達 までの避難	自力で避難 が困難な方	自力で避難 可能な要配慮者の方
区域内外 耐震性有	区域内外 耐震性有	避難が困難 不可能	避難が困難 可能	一般の方
未耐震	未耐震	避難できない 可能性	避難が困難 可能	避難すべき方

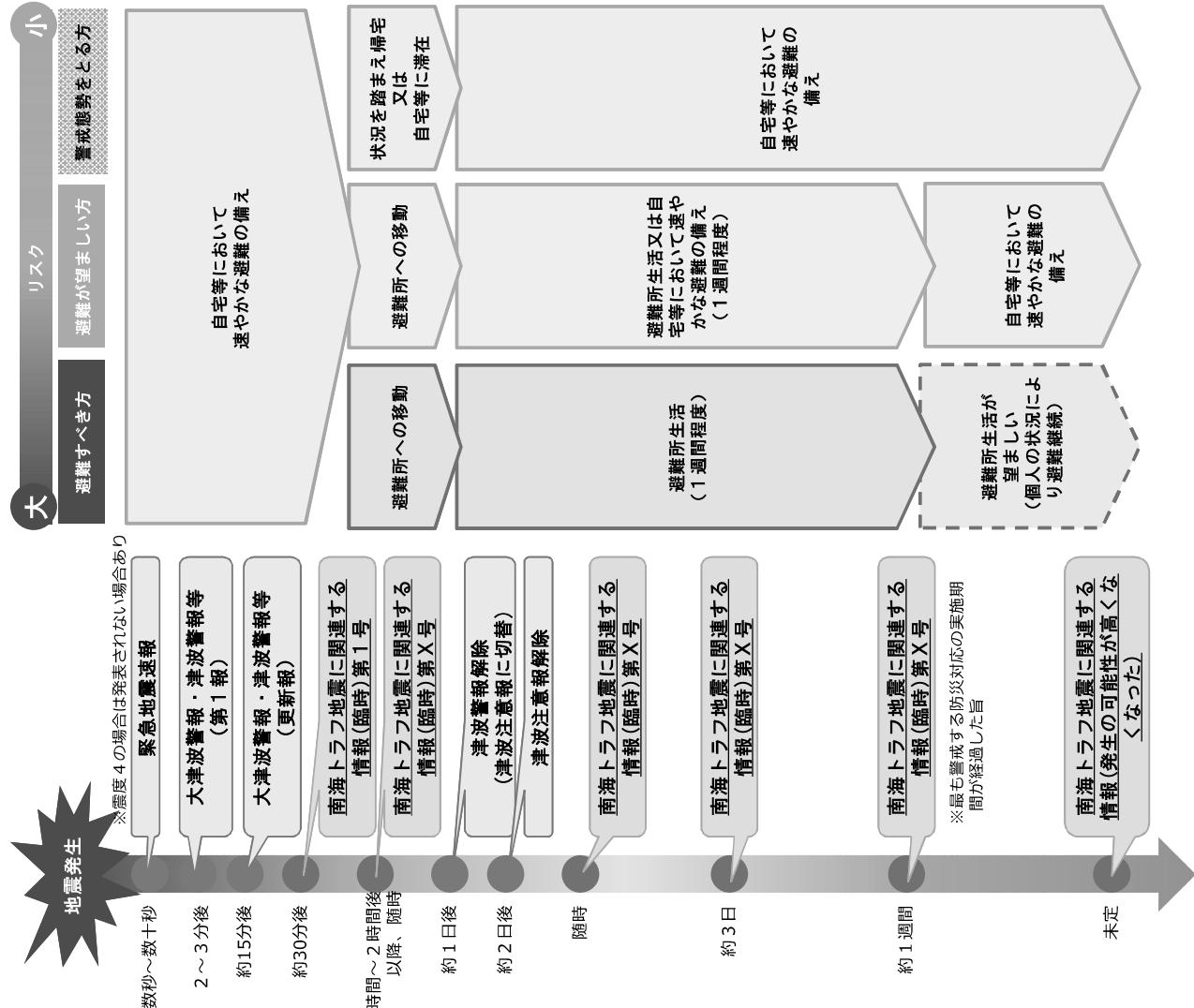
避難行動



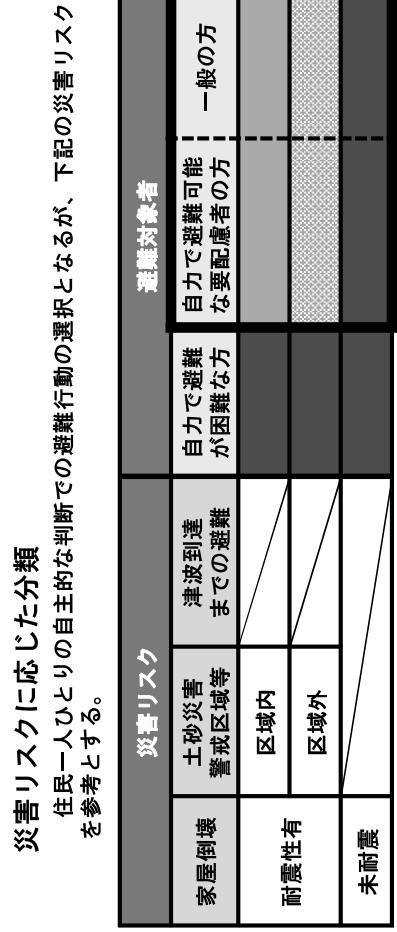
※「自力で避難が困難な方」は、統一的な考え方として「避難すべき方」として分類している。
※（津波災害・土砂災害）警戒区域内にある要配慮者利用施設において「避難確保計画の作成」及び「避難訓練の実施」により安全が確保できる場合は、この限りではない。

ケースA 住民の避難行動モデル（半割れ）

シナリオ：半割れ	・南海トラフ内の静岡県駿河湾にて、マグニチュード8の大規模地震が発生 ・徳島県内では震度4程度を記録 ・3メートルを超える津波が予想される「大津波警報」が発表
----------	---



内陸部（津波災害警戒区域外）



※「自力で避難が困難な方」は、統一的な考え方として「避難すべき方」として分類している。
※(土砂災害) 警戒区域内にある要配慮者利用施設において「避難確保計画の作成」及び「避難訓練の実施」により安全が確保できる場合は、この限りではない。

ケースB・C 住民の避難行動モデル（一部割れ・ゆつくりすべり）



災害リスクに応じた分類
住民一人ひとりの自主的な判断での避難行動の選択となるが、下記の災害リスクを参考とする。

災害リスク		避難対象者	
家屋倒壊	土砂災害 警戒区域等	津波到達 までの避難	自力で避難 が困難な方 など要配慮の方
区域外		避難が困難 できない 可能性	自力で避難 が困難な方 など要配慮の方
区域内		避難が困難 できない 可能性	一般の方

避難行動

- 避難が望ましい方
- 警戒態勢をとる方

